

ひとり社長のための (家族経営法人も) 企業型確定拠出年金

法人の利益を非課税で
個人に移転させる
有効な方法



コンテンツ

01

企業型確定拠出年金の概要

02

企業型確定拠出年金の特徴

03

非課税でキレイに移転させる

04

制度による税効果

05

制度の導入スケジュール

06

まとめ

企業型確定拠出 年金の概要

企業型確定拠出年金制度とは、企業が掛金を負担し、加入者自ら運用商品を選択、運用する企業年金制度です

01

事業主が厚生局に申請・承諾後に制度導入する 企業年金制度

会社として制度を導入します。全社員の加入や加入希望を選択するなど、制度設計を希望と合う形にカスタマイズできます。

02

事業主が掛け金を加入者の口座へ入金します

会社が掛け金を加入者の個別口座へ拠出します。加入者はIDとPWが発行されて、個人で管理、運用します。

03

加入者は自分で運用商品を決めて、年金資産 を運用します

運用商品のリストから、自分の責任で運用商品を選択します。



掛け金は非課税

毎月の掛け金は、全額非課税です。

事業主が負担する掛け金は「福利厚生費」として損金計上できます。

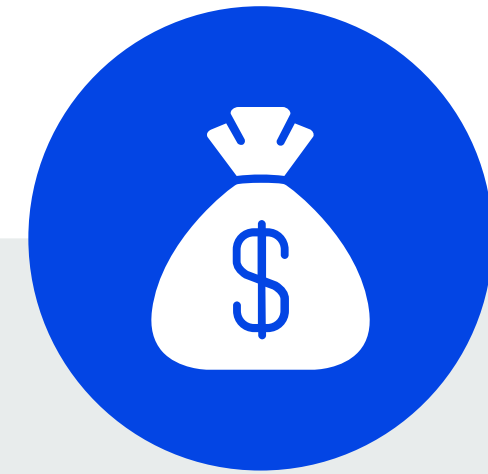
「選択制」は、社会保険料も対象外となります。



加入者1名でもOK

人数制限なく、加入者1名、役員のみでも制度設計が可能です。

一般の金融機関で難しかった中小企業、小規模企業も導入可能です。



税制優遇

運用益は非課税。効率よく年金資産を積み立てることができます。

受け取り時も、退職所得控除、公的年金等控除を活用できます。

小規模法人

ひとり法人、家族経営法人など小規模法人で、会社の利益と個人の利益をうまくやり取りして、利益を最大化したい

その手法のひとつに、「企業型確定拠出年金制度」があります



役員報酬より魅力あり

会社の利益を個人に移転させるのに、役員報酬の引き上げがイメージしやすいです。しかし、役員報酬を増額しても、個人の税金負担、会社としての経費負担が大きくなります。役員報酬の引き上げが無意味とは言いませんが、もっと効率が良い方法「企業型確定拠出年金」があります。

掛け金は全額損金計上

毎月の掛け金は上限55,000円です。その最大金額で拠出することで年間66万円を会社口座から個人の年金資産口座へ移転することができます。

会社の資金を 個人へ移転する

②の上乗せパターンでいきましょう

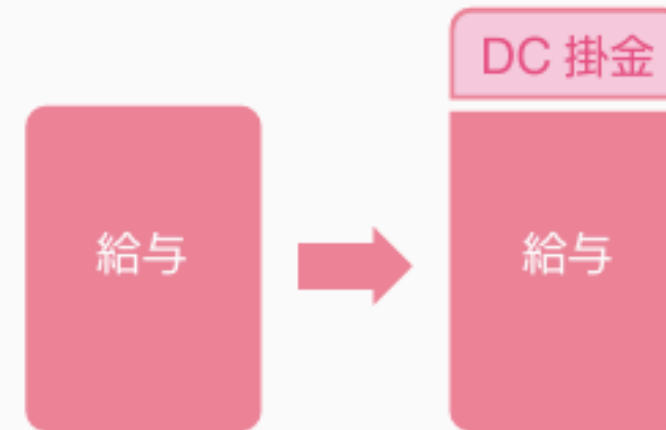
設計例

【①選択制】



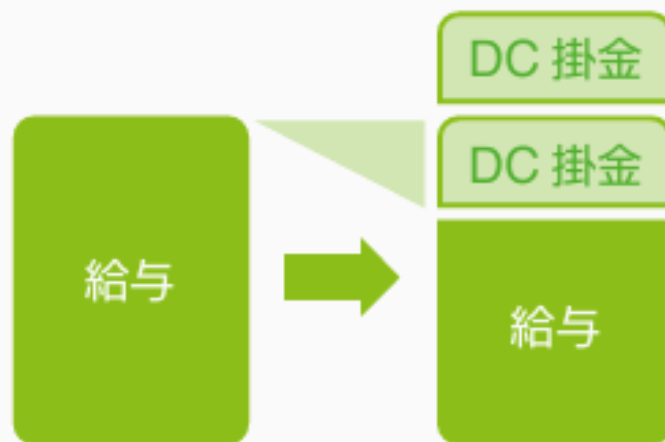
給与を減額し、その減額分を任意積立部分(生涯設計手当)とします。対象者には制度加入の選択権を付与します。加入者の積み立てる掛金は全額非課税、社会保険料算定の対象からも外れます。事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減が期待できます。

【②給与に上乗せして支給】



現行の給与体系を変更せず、事業主は加入者の確定拠出年金口座に掛金を退職金として拠出します。事業主は確定拠出年金の掛金として拠出することで、退職給付債務の計上が不要になります。

【③給与に上乗せ支給+選択制】



①と②の併用です。選択制を併用し、会社から支給される掛金に上乗せすることで、より多くの年金資産を積み立てることができます。①②合わせて月額最大 55,000円まで積み立てできます。

【④マッチング拠出】



会社が拠出する掛金の範囲内で、従業員は自身の所得から掛金を上乗せして拠出できます。マッチング拠出による掛金は、選択制と異なり社会保険料算定の対象とはなりませんが、全額所得控除されるため、税金はかかりません。

	①役員報酬に上乗せ	②確定拠出年に拠出金
役員報酬（年）	1266万	1200万
確定拠出年金の掛け金	0	66万円
社会保険（年・東京）	748,824円	673,260円
所得税	1,409,300円	1,272,200円
住民税	881,700円	823,300円
税効果		△271,064円

掛け金として
移転させることが
正解であり
王道です

【計算例】

50歳男性
役員報酬月額100万円

毎月55,000円を
①役員報酬に上乗せ
②確定拠出年金に拠出

2つのケースで税効果を確認する

役員報酬の場合

役員報酬額が上がると、個人での税負担が大きくなります。

所得税・住民税はもちろん、社会保険料も上がります。

社会保険料は、会社も同額の負担があります。

役員報酬を引き上げる場合は、その引き上げた金額以上に負担額が個人も会社も増額となります。

確定拠出年金の掛け金

企業型確定拠出年金の掛け金は、全額損金となるため、会社経費で支出ができます。

個人で税金を負担することなく、個人の年金資産口座に積み立てされていきます。

会社に留保する利益を自分の老後資金として、税制優遇をフル活用できます。

退職所得控除を 2 回使う



企業型 D C を 6 0 歳で

まずは、積み立ててきた企業型 D C を 6 0 歳で、退職所得控除を活用して受け取ります。

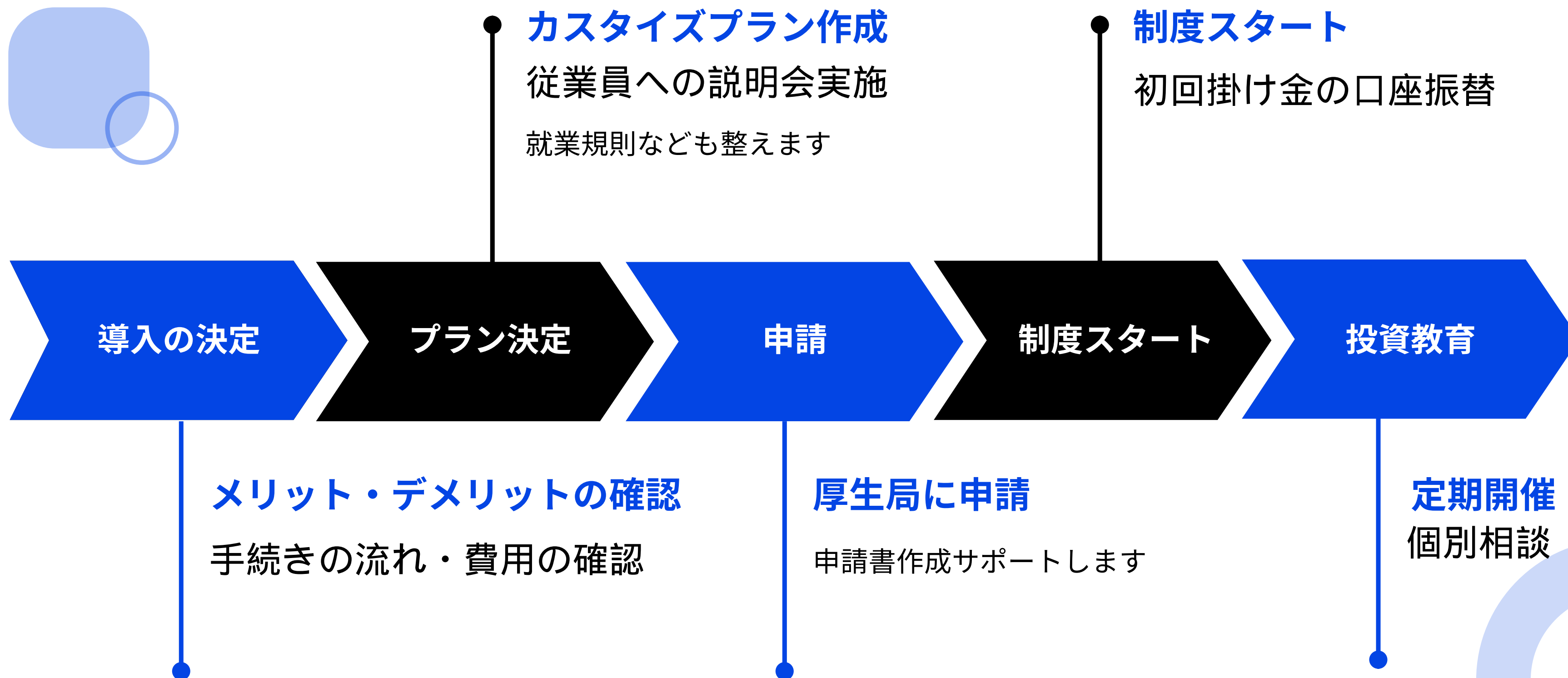
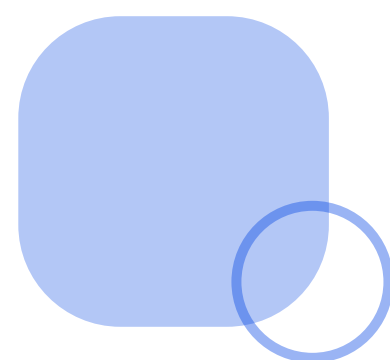
税制優遇をフルに活用します

6 5 歳で退職一時金

退職所得控除には、5 年ルールがあり、最初の退職所得控除利用から 5 年後であれば、2 回目が見えるというものです。

なので、6 5 歳で会社で準備した退職金を受け取る時に、退職所得控除をしっかりと使えるのです。

企業型確定拠出年金の 導入スケジュール



企業型DCメリットまとめ



● 掛け金は全額損金

会社経費で個人用口座に積み立てをします。

掛け金は経費、運用益非課税、退職所得控除をフル活用です

● 差し押さえにならない

万が一、事業がダメになったとしても、個人の年金資産は差し押さえになりません。

● 退職所得控除を2回

退職所得控除には、5年ルールがあり、最初の退職所得控除利用から5年後であれば、2回目が見えるというものです。

● 節税の対象になる

掛け金は全額損金になるのはもちろん、所得税、住民税、社会保険料の対象になりません。

ライフスタイルプラスの導入サポート



制度設計

会社経費で個人用口座に積み立てをします。

掛け金は経費、運用益非課税、退職所得控除をフル活用です

差し押さえにならない

万が一、事業がダメになったとしても、個人の年金資産は差し押さえになりません。

退職所得控除を2回

退職所得控除には、5年ルールがあり、最初の退職所得控除利用から5年後であれば、2回目が見えるというものです。

節税の対象になる

掛け金は全額損金になるのはもちろん、所得税、住民税、社会保険料の対象になりません。

THANK YOU

お問い合わせはこちらから

 info@lifestyleplus-fp.com

 www.lifestyleplus-fp.com

